

- 1 労働者災害補償保険(労災): 仕事や通勤の途中にけがや病気をした時に必要
- 2 雇用保険: 失業した時に必要
- 3 健康保険: 病気やけがの時、死亡や出産の時に必要
- 4 年金保険: 老齢、障害、死亡についてお金が払われる

1 労働者災害補償保険(労災保険)

- 労働者が、仕事や通勤の時に災害にあつて、けがをしたり病気をしたり、死亡したりした時に、保険制度で補償をする国の制度。
- 個人でも、法人でも、1人でも労働者を雇っている事業主(会社など)は、必ず加入しなければならない。
- 保険料は、事業主が全額負担する。

療養の給付	指定病院での療養 指定病院以外での療養の費用
休業給付	賃金を受けられない日が4日以上になった時に給付を受ける
障害(補償)給付	傷病が治って、障害等級に該当する身体障害が残った時に受ける 年金 = 障害等級1級~7級 一時金 = 障害等級8級~14級
遺族(補償)給付	労働者が死亡した時に給付を受ける 年金 = 一定要件の遺族がいる 一時金 = 一定要件の遺族がいない
葬祭料(葬祭給付)	労働者が死亡し、葬祭を行う場合
傷病(補償)年金	療養を開始して1年6か月たっても治らず、傷病等級1級-3級に該当する時

<small>かいご ほしやう きゆうふ</small> 介護(補償)給付	<small>しょうがいねんきん しょうびやねんきん じゆきゆうしや かいご ひつやう ばあい</small> 障害年金、または傷病年金の受給者で、介護が必要な場合
<small>に じ けんこうしんだんとうきゆうふ</small> 二次健康診断等給付	<small>いち じけんこうしんだん いてい ようけん み ばあい</small> 一次健康診断で一定の要件を満たした場合

ろうさい にんてい
労災の認定について

- ※ろうどうしや労働者のこらい おプライベートな行為で起きたびやうき病気やけがはろうさい にんてい労災とは認定されない
- ※とくにびやうき ばあい病気の場合、そのげんいん なに原因が何かを証明するのはむずか難しい

こようほけん 2雇用保険

●目的＝労働者が失業した場合に、その人が再就職するまでの生活を安定させること。また、求職活動の斡旋や指導などを行って再就職しやすくすること。

●加入できる人：31日以上雇用されるだろう人+1週の労働時間が20時間以上

●1人でも労働者を雇っている事業主(会社など)は、必ず加入しなければならない。

●保険料は、事業主も労働者も負担する。(平成23年度は一般事業の場合、給与の労働者6/1000、事業主9.5/1000)

しつぎょうきゅうふ 失業給付

- ①求職者給付⇒この中の「基本手当」が一般には「失業保険」と言われる
- ②就業促進給付
- ③教育訓練給付
- ④雇用促進給付

しつぎょうほけん う と ようけん 失業保険が受け取れる要件

- ①仕事をしたい、仕事ができる状態にある
 - ×妊娠している ×病気やけが ×結婚して家事に専念
- ②雇用保険に12か月以上加入していた(1月に11日以上働いていること)
※倒産、解雇などの場合は「特定受給資格者」となり、6か月の加入でOK

しつぎょうほけん きんがく 失業保険の金額

「基本手当日額」＝仕事を辞めた日の前、6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割った金額

「基本手当日額」の50%～80%が支払われる

「上限額」が決められている

30歳未満：6,455円 30歳～44歳：7,170円 45歳～59歳：7,890円 60歳～64歳：6,777円

失業保険の日数

「年齢」「辞めた理由」「保険加入期間」で異なる

【例】自己都合や定年で辞めた、15歳～64歳の場合

「保険加入期間」によって異なる

10年未満:90日 10年～19年:120日 20年以上:150日

失業保険の手続き

- (1) 会社から「離職票」をもらう
- (2) ハローワークへ行って、「求職の申し込み」をして、「離職票」を出す
(「雇用保険被加入者証」「住民票など住所確認のもの」「銀行通帳」「印鑑」「写真」なども必要)
- (3) 受給説明会の日時を確認して、「雇用保険受給資格者のしおり」をもらう
- (4) 4週間に1度、ハローワークに行き、「失業認定」をしてもらう。自分の求職活動について報告する

※7日間の「待ち期間」や3か月の「待機期間」がある。

注意すること

※失業保険には、所得税はかからないが、社会保険の面では、年に130万円以上受け取ると、「収入」として考えられて「被扶養者」になれないこともあるので、「国民年金」「国民健康保険」に入る必要があるかもしれない

※失業保険を受け取っている時に、アルバイトをした場合は、それをきちんと報告すること(受取りは繰り越しになるだけ)

②^{しゅうぎよそくしんきゅうふ}就業促進給付…^{きほんてあて}基本手当の^{じゆきゆうちゆう}受給中に^{しごと}仕事が決まり、^{いってい}一定の^{ようけん}要件を満たしていたら、^{しきゆう}支給される

③^{きょういくんれんきゅうふ}教育訓練給付…^{しかくしゆとく}資格取得や^{のうりよかいはつ}能力開発の^{こうざ}講座や^{つうしんきょういく}通信教育の^{ひよう}費用の一部が、^{いちぶ}修了後に^{しゅうりようご}支給される

※^{さいてい}最低でも^{ねんいじょうひほけんしゃ}3年以上被保険者^{ひと}だった人だけ

④^{こようそくしんきゅうふ}雇用促進給付…^{こうねんれい}「高年齢雇用^{こようけいぞくきゅうふ}継続給付」「^{いくじきゅうぎよきゅうふ}育児休業給付」「^{かいごきゅうぎよきゅうふ}介護休業給付」がある。

3 健康保険

●「国民皆保険」

●医療費の3割を負担する(70歳～74歳は所得によって1割～3割、小学校入学前の乳幼児は2割)

●「健康保険」

対象:会社で働く人

手続き:会社で

保険料:会社と本人とで半分ずつ・給料をもとにして決まる

「国民健康保険」

対象:健康保険に加入していない人

手続き:市区町村の役所で

保険料:本人が全額負担する・前年の所得や家族人数で決まる

※ 介護保険

●40歳以上の人が保険料を支払う

●介護が必要になった時に、費用の1割を負担して、サービスを利用することができる

●支援が受けられる人

①第1号被保険者(65歳以上)で、常に介護を必要とする人や、日常生活が1人では難しい人

②第2号被保険者(40歳～64歳)で、初老期の認知症など、老化が原因の、16種類の病気により

要介護状態や要支援状態の人

※市区町村が「介護が必要」と認定する必要がある

4 ねんきんほけん 年金保険

- もくてき ろうご しょうがい しぼう ばあい ほしょう う 目的 = 老後や障害、死亡の場合に、保証が受けられること
- にほんこくないせいかつ さいいじょう さいみまん ひと ぜんいんかにゆう 日本国内生活する20歳以上60歳未満の人は、全員加入しなければならない

● しゅるい 種類

① こくみんねんきんほけん 国民年金保険

こうせいねんきんほけん はい ひとぜんいん
対象: 厚生年金保険に入っていない人全員

し くちょうそん
手続き: 市区町村の役所の

ほんにん ぜんがくふたん ぜんいんおな きんがく へいせい ねんど まいつき 020えん
保険料: 本人が全額負担する・全員同じ金額(平成23年度は毎月15,020円)

ほけんりよう おさ ばあい いちぶ ぜんがくめんじょ
※ 保険料を納められない場合は、一部または全額免除になることがある

※ だったいちじきんせいど 脱退一時金制度

- にほん す ばあい いったい ようけん み ひと てつづ おき ねんきんほけ
日本に住まなくなった場合、一定の要件を満たしている人が、手続きをすれば、納めた年金保
んりよう いちぶ もど
険料の一部が戻る

※ ねんきんかにゆうきかん つうさん 年金加入期間の通算

- にほん あいてこくにほん つうさん ていけつ くに ねんきんかにゆうきかん そうご つうさん ねんきん
日本と相手国(日本と通算について締結のある国)の年金加入期間を相互に通算して年金が
う
受けられるようにすること。

- だったいちじきん しきゆう う ばあい きかん ねんきんかにゆうきかん
「脱退一時金」の支給を受けた場合は、その期間は年金加入期間とはならない

- にほん ねんきんつうさん ていけつ くに
日本と年金通算の締結をしている国

ドイツ・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルラ
ンド

ブラジル・スイス(国によって取り決め内容が異なる)